

札幌ゴミ問題を考えるつどい



1. 記念講演 ごみ問題を考える—有料化か拡大生産者責任か— P2
熊本 一規 明治学院大学教授
2. 報告 札幌市のゴミをめぐる情勢 P16
宮川 潤 日本共産党札幌市議会議員
3. 報告 有料化になって（江別市） P18
長谷川 紫乃 新日本婦人の会江別支部事務局長
4. 質問に答えて P21
5. フロアからの発言 P24
6. 閉会あいさつ P27
7. 講演会講師資料 P29

2005年 3月5日（土） 札幌市教育文化会館

札幌ゴミ問題を考えるつどい実行委員会

ごみ問題を考える—有料化か拡大生産者責任か—

熊本 一規（明治学院大学教授）

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました明治学院の熊本と申します。ごみ問題には、1981年にフェニックス計画という計画が発表されて以来、もう24年あまりかかわっております。今日は「有料化か拡大生産者責任か」というタイトルで、お手元にありますレジメに即して話をさせていただきます。

1 税金負担の問題点

まず、「税金負担の問題点」というところです。従来、ごみ処理は市町村がおこなう、そしてその財源は税金でまかなうというのが原則でした。しかしその原則は世界的に見直されています。どうして見直されているかと申しますと、税金負担のごみ処理のもとでは、処理費のかかるものがどんどん生産されてしまうからです。たとえば塩化ビニールは、生産費は非常に安い。しかし処理費は、中に塩素を含んでいますから、燃やすと塩化水素やダイオキシンを発生しますから、処理費が非常にかさむんです。しかしいくら処理費がかかろうとも、生産する企業はなんともない。処理費はぜんぶ税金で負担してくれますから、一向にかまわないわけです。だからどんどん生産する。

消費者は消費者で、生産費が安いですから価格が安くなっている。店頭で安けりゃ飛びつきますから。だから処理費のことなどあまり考えない。それは税金で負担していて、税金がだんだん増えていくわけですがけれども、そこまで視野に入らない。だから処理費がかかるものがどんどん生産され消費されてしまうんです。その結果、ごみ処理費がどんどん増大して、ごみ量もどんどん増大するということになるんです。それが税金負担のごみ処理の最大の問題点です。だからそれをなんとかしなきゃいけないということで、見直しがされているわけです。

じゃあ、どういう方向で見直していくか。じゃあ、代わりにどういう政策があるかということですが、そこで今日の本題である、有料化でその問題を解決できるかということを考えていきましょう。合わせて有料化の根拠などについても検討していきましょう。

2 有料化で解決できるか

まず有料化の根拠は主として2点あります。1つはごみが減るということです。コスト意識が生まれてなるべく少なく出そうとするからごみが減るんだ、ごみ減量につながる。これが1点。もう1つは、より公平になる。多く出すものは多く負担し、少なく出すものは少なく負担することになるから、税金負担の場合と違って公平になるんだということです。

その2点を検討していきますが、まず有料化でごみが減るかという1点目。93年に環境省、当時の環境庁が全国にアンケート調査したことがあります。800ぐらいの自治体が回答して、その結果をみると、ごみが「減る」と答えたのが約半分、「減らない」ところが半分です。そのとき環境庁は「不法投棄は増えたかどうか」も合わせてアンケート調査していきまして、「減る」と答えた自治体のうち半分は「その代わりに不法投棄が増えた」というんです。だから、ごみが減ってなおかつ不法投棄が増えなかったところは全体の約25%ぐらい。もっと少なかったと思いますけれど

も、うまくいったところはそれぐらいでしかないんです。

しかも当時は、ダイオキシンが問題になった97年以前ですから、家庭焼却が認められていた。それどころか補助金を付けてまでどんどん奨励されていた。だから有料化になったところはその補助金制度をスタートさせたところが多いんです。だから有料化して、不法投棄は増えなかったけれども家庭焼却が増えたというところがいっぱいあるわけです。で、ダイオキシンを撒き散らしたわけです。そのことも合わせて考えたら、とてもうまくいったなんていえるものじゃないんです。だから93年のアンケートによれば、どうみてもこれはうまくいったとはいえないわけです。

そこで、環境省は、全国都市清掃会議に頼んで、最近全国的なアンケートをとりました。そして全国的なアンケート調査結果にもとづいて、きょうレジメじゃなくて1枚の図が載っている資料があると思いますけれども、この調査結果を出してきて、これを根拠にして、いま国が強力に有料化をすすめているわけです。自治体の自治の原則への介入じゃないかと思われるぐらい強力にすすめているわけです。

その「減る」という減量効果について説明してあるのが、このページです。グラフが示してあります。しかしこれは環境省がつくっている資料であり、上のほうには環境省の廃棄物リサイクル対策部対策課から送られてきたファックスであるというマークまで付いていますけれども、ごく最近これを手に入れた人からももらいました。

これをもって環境省は有料化の根拠としているわけですがけれども、しかしこのグラフは、まったく逆なんです。このグラフは2つのことを意味しています。1つは有料化ではごみは減らないということを示しています。2点目には、環境省はごみを減らす気がないということも示しています。なぜそうなるのかということこれから話していきます。

有料化して、ごみは1、2年後に減る。けれども3年目ぐらいからリバウンドといいますか、また増え出すというのは、これはもう常識なんです。どこでも個別の市町村を調べてみたら、うまくいったところはそうなんです。うまくいかないところはまったく減らない。うまくいったところで1、2年ぐらい減るところはあるけれども、3年目からまた増え出す。これはどこをみてもそうなんです。

全国の1295の自治体から回答が返ってきたんですね。そのうちの249は人口10万人以上の自治体の数です。そのうち23をピックアップして、その23の平均を示したのがこのグラフの推移です。だからいってみれば、なるべく環境省のすすめたい有料化に都合のいいようなピックアップの仕方をおそらくしていると思いますけれども、その結果がこのグラフです。有料化導入というのが真ん中へんにあります。1人1日当たり1040グラム。それまでむしろ5年前からだんだん減っているわけです。1161から1040まで減っているわけです。で、有料化導入して1年後には1029。ほとんど減っていないですね、11グラムぐらいしか。そして2年後には1059というふうに、19グラム増えているわけです、有料化導入の時点よりも。3年目も1054で増えているわけです。4年目は1030。10グラム減だからほとんど変わらない。ところが5年目に972と、うんと減っています。

そして環境省は、「いや、5年目に減るから成果があるんだ」といっているんです。変な話ですね。個別の市町村をみたら、うまくいったところで、1年目か2年後ぐらいまで減る。しかしそれ以降は、どこをみたって増えるんです。なのに、5年目に減っている。そしてそれをもって減量化に効果があるといっている。変な話です。

ごみの量を決める要因というのは、有料化だけじゃないんです。いろんな要因が働くんです。不況になったり好況になったりとかですね。それからこれは平成3年度から13年度のあいだに有料化した市町村を取り上げていますから、その間に容器包装リサイクル法の施行がありました。あの施行をしたら、それはそっちのリサイクルのほうに回っていきますから、ごみの量が減るのは当たり前なんです。その要因も働いているでしょう。それから一番大きいのは分別です。分別を始めた

らそれによって確実に減るんです。

だから5年目に減っているということは、これは有料化が原因で減っているわけじゃないんです。有料化が原因で減っているなら1年目、2年目に減ってなきゃおかしいんです。だから別の要因で減りましたということの意味しているわけです。むしろ有料化ではごみは減らないということの意味しているわけです。

じゃあ、どうして減ったのかということになりますが、さっき分別といいましたけれども、そういう根拠があるんです。実はこれは福岡市で4日ぐらい前、ごみ仲間の人たちと会合をもったときに、久留米市の元議員さんも参加していたんです。そして終わってから私に「この23の自治体にはぜったい久留米も入ってるよ」といったんです。というのは久留米では、有料化したんです。だけど全然減らなかったんです。そして有料化してから5年目に分別を開始した。17分別を開始したんです。そしたらうんと減ったんです。「ですから久留米はぜったい入ってるよ」と。実は有料化をめぐって(3月)11日に環境省と総務省との交渉を予定しているんですけど、「そこでそれをいってみたらおもしろいよ」と教えてくれたんです。それで気づいたんです。5年目に減ったというのは、久留米市のように、有料化では減らないものだから分別を開始した。それも多数の分別を開始した市町村がほかにも多分あるんですね。そのせいで5年目に減っているんです。特に久留米でうんと減ったものだから、その影響がここに出ているんですね。

だから、要するに有料化では減らないということと、それから分別をやって初めて減るということがこのグラフは意味しているんです。だから23の個々の市町村が分かればそれがわかってきますね。だから「23の市町村はどこですか」と聞いたら、環境省は、「それはぜったいに秘密です」といって教えないんです。これは教えたら全部ばれますからね。久留米市みたいに、有料化では減らなくて分別で減ったということがばれますから、教えられないんです。もし有料化で減ったのなら堂々と公開すればいいんです。それはできないんです。そこは隠すんです。そして有料化で減ったんだということでこのグラフを示している。もう分かりましたね。だから有料化では減らないということを示している。本当は分別で減る。だから環境省は有料化じゃなくて分別を推進すればいいんです。そうはしないで、分別は推進しないで有料化を推進しているわけです。ということは、環境省には本当にごみを減らす気はないということです。その2つのことをこのグラフは意味しているんです。



じゃあ、そのグラフから離れて、レジメに戻ります。

それから不法投棄のことはさっき申しましたけれども、93年のアンケートでは不法投棄も同時に調査しておきながら、ごみが減ったかわりに不法投棄が増えたというところが減ったところの半分もありながら、最近では不法投棄についてぜんぜん調査しないんですね。非常に無責任な話です。

だから全国的な調査をするなら不法投棄のことも当然そのアンケート項目の中に入れておかなきゃいけないはずなのに、入れない。これもフェアなやり方じゃありません。

じゃあ、どうして有料化でごみが減らないかと申しますと、あるいは有料化が余りたいた政策じゃないかと申しますと、その最大の理由は、有料化しても生産物は変わらないんです。生産されるものは変わらない。さきほど税金負担の問題点を申しました。その問題点は、要するに処理のことを考えないで生産物がつくられるということです。それを野放しの生産というふうに表示しますと、その処理のことを考えない生産、野放しの生産は、税金負担から有料化に変えても、ほとんど変わらないんです。生産されるものは、税金負担のもとでは野放しの生産のつけを税金に押し付けてきた。その押し付け先を税金から指定袋に変えるだけの話です。企業の生産物が変わるわけじゃないんですね。

で、生産されたものは遅かれ早かれ必ずごみになります。だから生産物というのは同時に廃棄物なんです。時間が経てば必ず廃棄物になるんです。だからごみ問題を解決しようと思ったら、生産されるものが変わるような政策でないと、本質的な解決策にはならないんですね。だから有料化は本質的な解決策じゃないんです。

次に正の財と負の財という見慣れない言葉が出てきています。これは有料化を推進した人たちがよくいうことですけれども、水や電気は料金を取られているじゃないか、だからごみだって同じように取られるのは当たり前じゃないかと、こういうんです。これは一見もつともなんですけれども、よく考えてみたら、これは間違っているんです。ごみを水や電気と同じようにみることが間違いです。どう間違いか。それを図を書いてご説明します。（図を書きながら説明）水や電気の場合には、水や電気を欲しい人がお金を払ってそれを供給してもらわなければならないんです。だからお金の流れと物の流れは反対方向を向いています。普通の財はみなそうです。食べ物だって服だってそうです。お金を払った人のところにその物が来ますね。だからこれは普通の財と同じですから、ここに財と書いておきます。ところが廃棄物の場合は違うんです。廃棄物の場合、ごみの場合には、ごみを渡す人が同時にお金も払いますね。だから同じ方向を向くんです。ということは、ごみは普通の財と反対だから負の財ということが出来る。だから水や電気は正の財と呼ぶことが出来る。これが本質的な違いです。同じようにみるのは間違いです。それがどうしたと思われるかもしれませんが、この違いが不法投棄に決定的な違いをもたらすんです。もしも正の財で不法投棄をしたらどうなるか。水を不法投棄したらどうなるか。そうすると水を不法投棄する人は誰かということ、不法投棄する人は必ずお金を払う人です。だからBさんが不法投棄をします。そうするとBさんにとっても水の必要量は一定ですから、Bさんは不法投棄をした分だけ余計に水を購入しなければいけなくなる。つまりこの物の流れが太くなるんです。不法投棄をした分だけ。したがって支払うお金は多くなるんです。具体的にいえば、水道からの水を一生懸命不法投棄する人がいたとしたら、その人は余計に水道料金を払わなきゃいけないということですね。余計に水道料金を払ってまで一生懸命不法投棄をする人なんか、いるはずがないんです。

それに対してごみの場合はどうか。ごみの場合は、不法投棄をする人はお金を払う人だからAさんです。今度は左側に移るんです。今度はAさんが不法投棄をする。そうすると、不法投棄をすればするほど、Bさんに渡すごみの量が減りますね。物の流れが細くなる。したがって支払うお金は少なくて済むようになるんです。だから有料化された場合に、駅や公園のごみ箱にもっていったり、車に積んでパーキングエリアのごみ箱にもっていったりしたら、その分安くて済みますね。だから負の財については、その排出量に応じて料金を取ろうとしたら必ず不法投棄につながるんです。今日いらっしゃる方は不法投棄なんかしないと思いますけれども（笑）、世の中にはそんなモラルのある人ばかりじゃないですね。いろんな人がいます。全員モラルがあって不法投棄をしない社会なんて、こんなのはありえないんです。だから負の財については排出量に応じて取るというのは間違いなんです。不法投棄に必ずつながるから。

それじゃあ、そんな負の財はごみだけか。ごみってそんなに特殊で、もうちょっとほかはないのかということになりますね。実はごみのほかにもう1つあるんです。なんででしょうか。下水です。下水も物の流れとお金の流れが同じ方向を向いていますね。下水まで教えるとまた疑問が浮かびますね。下水も負の財なら、ただ下水道料金というのがあるぞ、料金とっていいじゃないかと。たしかに取られているんです。困りましたね。実は困らない。下水道料金はたしかに取られています。あれは下水のところにはメーターはついてないんです。流した下水の量に応じて料金を取られるとしたら、必ず不法投棄をする人が現れるんです。汚れた水を庭に撒いたり、隣のうちに撒いたり、あるいは川や海に直接流したりする人が必ず現れるんです。だから工夫をしてある。メーターは上水のところにはしか付いてないんです。そして使用した上水の量に応じて下水道料金を取っているわけです。そういうふうにしておくと、不法投棄をしたって料金は減りませんから、無駄骨に終わりますから、誰も不法投棄しないわけです。だから下水が環境汚染につながらないように、そういうふうにして上水のところでは料金を取る仕組みにしているわけです。こうやって取れば問題ないんですよ。

ということは、ごみだって同じようにすれば、下水と同じ工夫をして料金を取ればいいということになりますね。それは具体的にどういうことになるか。下水というのは上水で取るようにして、不法投棄というか、環境汚染を防いでいた。じゃあ、ごみにとってこの上水に当たるものは何かと考えると、わかればいいんです。ということは、わかりますね。これは製品なんです。ごみの処理費用を製品のところで取るようにすれば不法投棄は防げるんです。いいですね。だからこういうふうにして取るようにすれば不法投棄を防げるということです。だからレジメにある水道ではなく下水と同じというのはわかりますね。ああ、レジメにもう書いてあったんですね（笑）。次回から書かないようにします（笑）。

次に、有料化の2つ目の論拠は、より公平になるということだったですね。これについて反論していきます。たしかに有料化にすれば税金負担のときよりも少しはより公平になります。だって税金負担のときには、いくら量を出したって変わらなかったですよ、税金で取られているわけですから。だけど指定袋制度にしたら袋の数に応じて取られますから、少しはより公平になります。しかしその公平性というのは、これはごみの嵩に応じた、ごみの容量に応じた公平性でしかないです。いくつ指定袋を出すかに応じた公平性でしかない。

ところが今のごみ処理費というのは、ごみのカサに応じてかかるわけでもなんでもありません。塩ビのごみ処理費がかかるというでしたね。これは中に塩素を含んでいるからです。塩化水素やダイオキシンの発生につながるから、それを防ぐためにお金がかかるんです。塩ビのラップとポリエチレンのラップと比べて塩ビのラップがかさ張るわけでもなんでもありません。中に塩素を含んでいるからより多くかかるんです。ということは、今のごみ処理費というのは主としてごみの質に応じてかかるんです。だから本当の公平性というのはごみの質も含めた公平性でなきゃいけない。

ところがごみの有料制、指定袋制を通じては、ごみ質に応じた公平性の実現は無理ですね。ぜったい不可能とまではいいませんが、ごみ質に応じた公平性を実現しようとしたら、各家庭から出されたごみを全部開けて、全部分別しなきゃいけない、ごみ質別に。プラスチックだっていろいろあるから、塩ビとポリエチレンではぜんぜん処理費が違いますから分けなきゃいけない。それこそ数百種類、数千種類になりますよ。で、それぞれの重さを量って、そしてそれぞれのごみ処理単価を掛けて、それを合計して、「はい、お宅はいくらです」とやらなきゃいけない。一軒あたり2、3時間はかかりますね（笑）。それを市町村の全世帯に当たってやることなんか不可能です。

それに対して、この製品のところでごみ処理費用を取るようにすれば、たとえば塩ビを生産する企業にたいして、「はい、お宅は1トン当たりいくらですよ」というふうにかければいいわけです。ごみ質はわかっていますから。だから「お宅はいくら、お宅はいくら」ということでかければいいわけです。ということは、本当の意味のごみ質も含めた公平性は、有料制では実現できなくて、こ

の製品のところで処理費を取るようにして初めて実現するということになります。だから本当の意味での公平性でも、有料化よりもこちらの方がすぐれているということになるんです。

それから、そもそもの税金負担の問題点であった野放しの生産。これも製品のところでごみ処理費を徴収するにすれば、変革していけるんです。生産物が変わるんです。なぜかと申しますと、たとえばそれまで生産費だけが含まれていて、1個当たり100円で売っていたものがあつたとします。そうすると、ごみ処理費も加えたら120円になるとします。そうすると100円のもので120円に値上がりするわけですから、売れ行きが落ちますね。企業にとって大変な痛手です。しかし痛手だからこそごみ問題からみるといいんです。というのは、このプラス20円をなんとか少なくしようと企業の努力がそこから始まりますね。これをなんとかプラス10円にしようとする。そうすると110円で売れる。プラス5円にしようとする。そうすると105円で売れる。そうすると需要の落ち込みはもうほとんど防げるということになります。

いままで生産費を切り詰め合うという努力は企業は放つといたってするわけです。それは価格に含まれるから。だけど処理費はまったく配慮しなかったわけです。それに対して、処理費が価格に含まれるような仕組みにすれば、なるべく処理費を少なくしようと努力することになるんです。処理しやすいもの、リサイクルしやすいもの、処理費やリサイクル費の少ないものを生産しようと努力するようになるんです。それで生産物が変わるんです。だから本質的な解決策になるんです。有料化ではその効果は生まれません。だから野放しの生産物を変えていくという点でも、製品のところでごみ処理費を取る方法はすぐれているということになります。

3 処理費用を事業者負担させる

実はそういう仕組みは、もう世界的にどんどんつくられているんです。世界的に、と申しましたけれども、主としてヨーロッパです。最初につくったのはドイツ。ドイツのデュアルシステムというシステムです。これは緑のマークの付いた容器包装を市町村の収集に渡さないで、事業者がつくったDSDという会社が回収してリサイクルするわけですが、その会社の収集のほうに渡すんです。各家庭にはプラスチックの黄色のケースと黒のケースがあつて、黒のケースは市町村収集、黄色はDSD収集です。これがDSD収集のプラスチックケースです。これは模型ですよ。いくらドイツでも容器包装がこんな少ないことはないです(笑)。本当は実物は1メートルぐらいの高さですね。この中に、ここに緑のマークがありますね。緑のマークの付いた容器包装をいれるんです。それ以外は黒のケースにいれるんです。そしてDSDはこの黄色のケースに入った容器包装を回収してリサイクルする。その費用がかかりますけれども、その費用は容器をつくらせている事業者、あるいはその中身を詰めている飲料メーカーなどが、DSDに対して緑のマークの使用料を払うんです。それが入ってくるからその費用をまかなえるわけですね。これでシステムができるわけです。各家庭では黄色と黒に分別すればいい。DSDは緑のマークの使用料でもって回収してリサイクルすればいいということになります。これがごみ処理費用が製品の価格に含まれるようになった世界で初めての仕組みといつてもいい。要するに回収リサイクルの費用は事業者が負担します。負担したその処理費は製品の価格に含まれます。それをみて隣のフランスがつくったシステムがエコアンバラージュという。これは自治体が分別収集して、あと事業者が引き取ってリサイクルする。その点では日本の容器包装リサイクル法と似ていますけれども、かなり事業者負担の割合が日本よりも重たい。主として2点で、事業者負担が重たい制度ですけど、詳しくは時間の関係で私の本にまかせて、日本よりも事業者負担が重い仕組みであるというふうにご理解ください。

で、表1と2と3がありますね。表1に、「独・仏・日の容器包装リサイクル費用負担比較」というのがあつて、ドイツの場合には回収・保管費用もリサイクル費用もすべて事業者が負担している。フランスの場合には自治体が回収して事業者が引き取ってリサイクルする。注1と2のところ

に書いていますけれども、その2つの仕組みでもって業者負担が日本より高いんです。重たいんです。日本は自治体が引き取って、売れる物は自治体が売っていい、売れない物を事業者が引き取ってリサイクルするという仕組みです。

実は、この処理費用を事業者が負担して、それが価格に含まれる、価格に含ませるという仕組みですけれども、このことをヨーロッパではEPR、日本語では拡大生産者責任というふうに呼んでいます。そこで4の話に入っていきます。



4 拡大生産者責任（EPR）とは何か

EPRというのはレジメに書いていますけれども、Extended Producer Responsibility の頭文字をとって略してEPRと呼んでいるわけです。日本語でいうと、拡大された生産者の責任ということです。ですから拡大生産者責任と呼んでいるわけです。今ではかなりの人が拡大生産者責任という言葉を知りようになりましたけれども、ただし正確な意味で知っている人はごくわずか、1割もないといっている。きょうはみなさんに正確な意味をお話しします。

日本では、事業者が引き取ってリサイクルすれば、それで拡大生産者責任が全うされたというふうに一般的には宣伝されています。しかし本当は違うんです。そのことを今から話していきますが、このEPRという言葉が初めて使われるようになったのは、1994年にOECD、経済開発協力機構という先進国がつくっている国際機関です。この中にEPRプロジェクトが発足してからのことです。そしてこのプロジェクトはEPRに関する中間報告をアメリカのワシントンで開かれたWaste Minimization Workshop、廃棄物の最少化、極小化に関するワークショップで報告しています。その報告には次のように定義されています。「拡大生産者責任とは、消費後の段階で、生産者が生産物に対して負う責任を指す」というふうに定義されています。

なぜ拡大かと申しますと、これは、生産者の責任が処理やリサイクルの過程にまで拡大されたからなんです。それまで生産過程や消費過程においては生産者責任は問われてきたんです。たとえば生産過程においては、そこで公害を出したら、その公害の処理とか、あるいは公害の防止にかかる費用は生産者が負担しなきゃいけない。そういうPPPの原則と呼ばれているものです。汚染者負

担の原則あるいは排出者負担の原則と呼ばれているものです。これを通じて生産過程において責任が問われてきた。消費過程においては、みなさんもお存じのように製造物責任、欠陥製品をつくってそれが原因で消費者が被害を受けたら、生産者の責任であるということで生産者責任が問われてきたんです。

ところがいったん消費者が廃棄してしまうと、その処理やリサイクルに関しては一切責任を負ってこなかった。それに対してこのEPRの考え方は、その処理やリサイクルに関しても生産者に責任がありますよと。そして生産者がその費用を負担しなきゃいけませんよという考え方です。だから責任が廃棄されたあとの過程にも拡大されていますから、拡大生産者責任というふうに呼んでいるわけです。

このEPRの本質について、今度は98年に報告書がプロジェクトから5本出されるんです。これが一番本格的な報告書です。5本の中でも一番分厚い報告書、これがフレームワークと呼ばれる報告書です。そしてまたその要約版も出ています。サマリーとって。5本のうちの1つに入っています。だからいかにフレームワークが重要な報告書だったかということがわかりますが、その中にたびたび登場する文章を英文でそこに紹介しております。

「The essence of EPR」、EPRの本質は「is who pays for」、誰が支払うかにあるんだと。言い換えれば誰が費用を負担するかにあるんだということですね。「for」は何々に対してということで、コンマを飛び越えて「the waste management system」に続きます。だから廃棄物の管理システム、廃棄物の処理システムといってもいいですけども、その処理システムに対して誰が支払うかにあるんだと。そして「not who physically operates」が挿入句で入っていますが、誰が物理的にそれを扱うか、誰が処理するかにあるんじゃないんだということですね。これはたびたび強調されているんです。

これは経済学でいえば、処理費を内部化するということになるんです。廃棄物の処理やリサイクルにかかる費用を内部化する。なんの内部に入れるかということ、それは市場の内部に入れるということです。市場の外で負担していたものを市場の中で負担するということです。そういうと、なんだからわからないかもしれませんが、市場の内部で負担されているかどうかを判断する基準は価格に含まれているかどうかです。価格に含まれていれば市場の内部。だって生産者、消費者が負担しますから、市場の内部で負担している。価格に含まれていなければ市場の外部で負担しているということ。だから税金負担のときは市場の外部で負担していますね、価格に含まれていないから。それをEPRを通じて価格に含まれるようにすれば市場の内部で負担することになる。だから内部化ということになるんです。

このようにEPRを説明してきますと、「それはあまりにも不公平だ。生産者ばかりに責任を押し付けるのはおかしいじゃないか。消費者だってその製品を買って使用したんだから少しぐらい負担したっていいじゃないか」と思われるかもしれませんが、それは間違いです。なぜなら生産者が負担した費用は製品の価格に含まれて、2次的あるいは最終的にはそれを買う消費者が負担するからです。だから生産者負担と消費者負担は同じことなんです。だから別に生産者にのみ一方的に責任を押し付けているわけでもなんでもないわけです。

じゃあ、最終的に消費者が負担するんなら何も税金負担から変えることはないと思われるかもしれませんが、それも間違いです。なぜなら税金負担のときには、たとえば塩ビ製品を買わない消費者がいますけれども、塩ビ製品を買わない人まで塩ビ製品の処理費は負担させられているんです。税金で負担していますから。そこに住んでいるというだけで税金を取られて、地方税を取られて負担させられているわけです。だから税金負担というのは消費者負担じゃないんです。納税者負担あるいは住民負担。そこの市町村に住んでいるというだけで取られる。住民負担なんです。

EPRというのは、EPRが適用された場合には、塩ビ製品を買わない消費者はその処理費を負担しないわけです。その処理費は塩ビ製品の価格に含まれているから、塩ビ製品を買う消費者だけ

が負担するようになるんです。だから税金負担からEPRに変えるということは、住民負担から消費者負担に変えるということなんです。一番わかりやすく端的に言えばそういうことになるんです。

それから、実はヨーロッパやOECDは、このEPRという原則はPPPにしたがってつくられたということになっています。PPPを解釈していったらEPRになったというふうに説明されています。

それはどういうことかという、PPPというのは汚染者に負担させるべきだ、排出者に負担させるべきだという原則ですから、一廃については生産者が負担すべきというのがEPRですから、要するに一般廃棄物の汚染者、排出者は生産者だということです。

それをどう説明しているかといいますと、ヨーロッパでは、ごみの処理費用やリサイクル費用を決定するのは、中に含まれている有害物質の種類と量による。その有害物質の種類と量を決定できるのは消費者ではない、生産者である。だから生産者が汚染者なんだと。こういう説明がなされています。だから汚染者負担の原則にもとづいても一般廃棄物の場合の汚染者は生産者だから生産者が負担すべきだと、こういう説明になっているわけです。

5 EPRを骨抜きにした日本の循環型社会創り

5番の「EPRを骨抜きにした日本の循環型社会創り」に移ります。ところが日本政府は、もう5年ぐらい前からしきりに宣伝しています。家電法や容り法もEPRを実現しているんだ、拡大生産者責任を実現しているんだと。拡大生産者責任は事業者が引き取ってリサイクルすればそれで実現するんだと宣伝しているんです。この説明は間違っています。もうみなさんさっきの英文を勉強したでしょう。その英文はなんと説明してあったかという、EPRの本質、拡大生産者責任の本質は、誰がそれを物理的に扱うか、誰が処理するかではないんですよ、誰が費用を負担するかにあるんですよという説明だったですね。ところが日本政府の説明は、事業者が引き取ってリサイクルすればそれでいいんだ、それでEPRが実現したことになるんだと説明しているんです。これは明らかに英文に照らして間違いです。この英文を無視した、フレームワークで何度も登場する、もっとも強調されていることを無視した説明になっています。だからいってみればウソをついているわけです。

そういう宣伝をして、だから日本では、初めのほうにできた容り法や家電法は、EPRをまったく不十分あるいは本当に部分的にしか実現していないんです。容り法の場合にはみなさんご存じのように、説明しましたように、自治体が回収し、事業者が引き取ってリサイクルする。その費用負担の割合は全国的にみてもだいたい7対3といわれています。物によって違って、もっと費用負担が重いことが多いと思いますけれども、それから自治体がせっかく分別収集したところで、引き取ってもらえない場合もあるんですから、それは自治体が負担してごみになっていますけれども、そのへんは無視して、実際にリサイクルされたものについての費用負担だけで7対3です。だから分別収集したけれどもごみにしなきゃいけないもの、こういうものを含めると、もっと事業者負担の割合は少なくなるはずなんです。だからEPRがまったく実現していないと言い過ぎになりますけれども、せいぜい3割程度しか実現していないということになります。

それで、そういう法律で、自治体負担が非常に重いものですから、97年に一部施行、そして2000年には全面施行になってプラ容器や紙容器もいま対象になっていますから、自治体負担がどんだんかさむわけです。容り法にもとづいて、したがって分別収集していけばいくほど、自治体の負担は重くなって、リサイクル貧乏、資源化貧乏と呼ばれるようになりました。自治体は重い負担にあえいで、それでいま市民と自治体が一緒になって容器包装リサイクル法の改正運動をやっています。これは自治体負担が重すぎる、だから、回収費ももっと事業者がみるように改正しろという

要求をやっています。容り法ではあまりにも事業者負担が軽すぎるという問題点が明らかになってきたわけです。それからもう1つは再使用優先の仕組みも持っていません。

それから家電リサイクル法の問題点は、家電リサイクル法は排出時に消費者が負担するわけですから、その処理費用やリサイクル費用というのは価格には含まれていません。生産者が負担するわけじゃないから、価格にはまったく含まれない。消費者が排出時点に、まったく別個に負担するわけです。だからこれはEPRがまったく実現していないわけです。そのように日本では、EPRの意味が歪曲されて日本政府によって宣伝されたために、きわめて不十分な容り法と家電法ができたわけです。

その後、EPRの本当の意味がだんだん市民にも知られるようになって、自動車リサイクル法とかパソコンのリサイクル制度をつくる時には、もう市民が十分勉強していましたから、もうEPRを実現せざるを得なくなって、かなり価格に含まれるようになりました。一番不十分なのは容り法と家電法です。これが一番ウエイトが重たいわけですがけれども、ずうっと残っているわけです。

それと日本政府は、一廃の排出者、汚染者は家庭じゃないか、家庭から出ているから家庭が排出者じゃないか、だから家庭が負担するのは当然だ、だから有料化は当然なんだという主張をしています。これもヨーロッパの汚染者、排出者の説明と比べて全然違います。ヨーロッパではさきほどいいましたように、一廃の汚染者、排出者は生産者であるという説明、だからEPRなんだという説明です。それとはまったく違う説明を日本政府はしているわけです。

じゃあ、EPRが本当に十分にどんどん実現しているのはどこかといいますと、これはヨーロッパです。ヨーロッパでは容器包装リサイクルをはじめ、家電も自動車も、消費者が排出するときにメーカーが無料で引き取りです。無料で引き取るということはリサイクル費用はメーカーが負担するということです。メーカーが負担しますからそれを回収しようとしたらとうぜん製品の価格に含めざるを得なくなります。だから価格に含まれるようになるんです。だからEPRが実現するんです。ヨーロッパではこういうことで、これからどんどん広がって、すべての工業製品にわたってEPRが実現していく。そういう動きを示しています。

それに対して日本は、EPRの意味が歪曲されて、そして不十分なリサイクル法ができて、そのために自治体も困っている。住民も困っている。事業者だけが軽い負担で喜んでいるという状態です。

そのことを原文で確認します。資料の4ページにOECDのEPRプロジェクトの中間報告、ワシントンにおける中間報告のもっとも重要な部分を紹介しておきました。左は原文そのまま、その間に省略はありません。右は私の訳です。訳が正確かどうかはみなさんご自身でも確認できます。原文を見せていますから。

まず5番「拡大生産者責任とは何か?」。6番「『拡大生産者責任』とは、消費後の段階で、生産者が生産物に対して負う責任を指す用語」であると。さきほどご紹介した定義どおりですね。7番「プロジェクトは、廃棄物となった時に、市の一般廃棄物として通常集められ処理される生産物に第一に焦点を当てている」。8番「生産者の責任を生産物の使用の段階を超えて『拡大』させることは、比較的最近進展したことである」と。「拡大」ということの意味がそこに書いてありますが、私の説明と同じですね。

それから10番、これが非常に重要です。「(EPRの)重要な特徴は、廃棄物処理の費用負担を地方自治体及び一般的納税者(市民)から、製造業者、流通業者、販売業者及び個々の消費者の方へと転換することである」と書いてあります。これは非常にいい言い方で、前段の自治体及び納税者の負担というのは、同じことを表と裏からみているだけの話で、納税者が負担したら税金で自治体について自治体が負担するということですね。だから簡単に納税者負担でいいわけです。後段の事業者及び消費者というの、簡単に消費者でいいわけです。だから簡単にいってしまえば住民負担から消費者負担へと転換することですと、これでいいわけです。これも私の説明どおり。

それから11番「この戦略（EPR）は、汚染者負担の原則（PPP）の重要な解釈であるとますます考えられるようになっていく」。私の説明どおり。不正確な説明は一切しておりません。

今度上のほうにあって、2番「1994年、OECDは、OECD地域における拡大生産者責任（EPR）プログラムに関するプロジェクトを開始した」。3番「プロジェクトのための資金は、日本政府からの寛大な任意の寄付によって提供された」と書いてあります。EPRというのはほとんど日本政府からの出資でこの研究はおこなわれたんです。その成果であるEPRがどこで実現しているかという、ヨーロッパでどんどん実現しているんです。出資者である日本ではどうかというと、日本政府によって歪曲されて、不十分な法律ができて、それで住民や自治体が困っているわけです。日本政府が出資したからといたって、それはもともとは国民が出資したわけですね。国民の税金から出したんだから。そもそも国民が出しているのに、そもそもの出資者である国民は偽りの情報を知らされて、EPRというのはそんなもんだというふうに思いこまされているわけです。こういうことをやっているのが日本政府です。

そういう、EPRを歪曲した、骨抜きにした循環型社会創りをとっているとどうなるのか。これは確実に資源化貧乏の問題と、確実に増えるのが不法投棄ですね。家電リサイクル法を施行したために不法投棄がうんと増えました。負の財だから不法投棄が増えるのは当たり前なんです。

じゃあ、不法投棄がいっぱい増えたから国が困っているかという、国は知らん顔です。国は「そんなの市町村の問題で、うちとは関係ない」という顔をしているんです。じゃあ、市町村が困っているかという、あんまり大声では言えませんが、市町村も本当はあまり困ってないんです。多くの市町村は、不法投棄されても知らん顔をするんです。誰が処理しなきゃいけないか。その処理の責任は市町村じゃなくて地主にあるというんです。地主が監視を怠っているから不法投棄されるんだ、だから地主が悪いんだ、処理しなさいと、こう言うんです。本当は違うんです。一般廃棄物であれば、その処理責任は市町村ですから、法律にもとづけば市町村に処理責任があるはずなんです。しかしそれを引き受けると大変だから地主に責任を転嫁しているんですね。

横浜市にこれでちょっと担当の人に詰めていったことがあるんです。「法律にもとづけば市じゃないか」といったら怒り出して。もう怒っちゃたんですね。怒ってなんていったかという、「横浜市にはそんな財源はありません」といったんです。「それは本末転倒ですよ」と。財源がないから責任がないなんていうことにはなりませんよね。責任があれば予算でもって財源の手当をしなきゃいけないという話で、財源がないから責任がないということにならない。あんまり怒ってるから、これ以上いったら逆効果だと思って、「あなた個人を責めているわけじゃないですよ。家電リサイクル法のように不法投棄を促進するような国が悪いじゃないですか。だからあなたがたからも国に対して、EPRをきちっと実現しろと言って下さいよ。そういう意味であなたがたは私たちの仲間なんですよ」といったら、「よーくわかりました」といって納得してくれました。（笑）

このように責任を押し付けられた地主は、だからといって処理なんかできないんですね。本当に処理しようとしたら、数百万、数千万かかりますから。だからどうするかという、放ったらかしです。放置されたらどうなるか。これは中に含まれている重金属が酸性雨に溶けて重金属汚染をもたらします。環境汚染をもたらします。だから日本全国、私有地の山林ですね。公有地に関しては、あとで話しますが、市町村は処理するというんです。私有地は地主の責任だというんです。だから全国の山林の私有林が環境汚染原因になるような循環型社会創りをしているんです。公有地と私有地とで分けているんです。本当は法的にはどこに捨てられるか。公有地か私有地かは関係ないんですけども、市町村はそういうふうに使分けをしているわけです。

それは杉並区の消費者の方から問い合わせを受けてわかったんです。「不法投棄された自転車は誰に処理責任がありますか」と聞かれたんです。私は、廃棄物処理法の「一般廃棄物の処理責任は市町村にある」という規定を思い浮かべて、「それは当然市町村にあります」と、一般廃棄物ならばですね。自転車というのは一般廃棄物と決まっていますから。だから「東京都の場合は東京都に

あります」と答えたんです。

そうしたらその杉並区の消費者は、「いや、都に電話したらそんなこと言いませんでした」と。「何と答えたんですか」と聞いたら、「まず、不法投棄された場所は私有地ですか公有地ですかと聞かれた」。だから「私有地です」と答えたら、「じゃあ、その責任は地主にあります」と答えた。ところがその消費者運動をやっている方もさるもの。30年ぐらい消費者運動をやっておられますから、それぐらいでは引き下がらない。ちゃんと切り返した。なんて切り返したかという、「じゃあ、その自転車を公有地まで運べば(笑) 都が処理してくれるんですね」といった。そうしたら都は「そうします」と答えた(笑)。ばかみたいな話ですね。それはおかれている場所には関係ないんです。そういう循環型社会創りをしているんです。

それから、1点だけ、いままでの話の中でいい忘れたことがあります。レジメの「有料化で解決できるか」という2番の最後に書いてあることです。「有料制は地方自治法違反」ということを書いてありますね。この点について補足しておきます。

実はいまおこなわれている有料制、いま有料制を始めようとしたら、地方自治法違反になるということです。そのへんの資料は、お手元のレジメの5ページから始まっています。「有料化は地方自治法違反」という。下線は私が引いています。いまおこなわれている有料化というのは地方自治法の227条を根拠としているんです。その227条の条文は、そこに書いてありますけれども、「普通地方公共団体(自治体と読み替えていいですけども)は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」という規定です。この「特定の者のためにする」事務というところの意味が問題になりますね。それについては総務省が、自治省時代に、昭和24年3月14日に自治課長が回答していて、これがいまでもこういう解釈をしていますということでこれをあげるんです。そこには、次のように書いてあります。

『特定の個人のためにする事務とは』とは、一個人の要求に基き主としてその者の利益のために行う事務(身分証明、印鑑証明、公簿閲覧等)の意であり、その事務は一個人の利益又は行為(作為、不作為)のため必要となったものであることを必要とし、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料は徴収できない。これにもとづいて考えれば、いまの有料化というのはどう読んでも違います。いまの有料化というのは市民全員でしょう。特定の者じゃないです、限られるわけじゃないです。ましてや願い出を受けているわけでもなんでもないですね。だからこの227条にもとづいて有料化するのはいよいよおかしいんです。

ところが廃棄物処理法ではどう解説してあったかといいますと、廃棄物処理法には6条の2の6項というのが99年まであったんです。いまなくなっているんですけども。その6条の2の6項の解説で、厚生省は次のように解説していたんです。

まず82年の方からみますと、第6項の規定から申しますと、これは要するに①のところですね。「市町村は、当該市町村が行う一廃の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる」という規定だったんです。この6条の2の6項の解説として、厚生省はなんていったかという、下線部をみてください。「地方自治法では、住民の一部の者が特定の利益を得るような公共サービスについてのみ手数料が徴収できるとされているが、この第6項の規定によって全住民が受益するようならばあいでも手数料の徴収が可能となる」。

つまり地方自治法227条にもとづいては、全員を対象とした有料化はできませんよと。だけど6条の2の6項があるおかげでできますよとっているわけです。93年の解説も同じことです。

ところが肝心の6条の2の6項が99年になくなっちゃったんです。これは地方分権との関係でなくなっちゃったんです。なくなったら、地方自治法227条しか残りませんから、特定の者の事務でしか取れないはずですね。ところが取っているわけでしょう。取ろうとしているわけでしょう。だから違反だといっているわけです。

それで環境省と話し合いをやったんです。環境省の担当の人は、まず「自家処理できるのに市町

村に頼むから取れるんだ、自家処理しない人から取るんだからいいんだ、特定の者になるんだ」と、こういったんです。それに対して私が、「だってプラスチックごみはどうやって自家処理するんですか。燃やすのはできないし埋まるのだから、こんなの許されていないわけです。自家処理なんかできっこないわけです。だから全員になるわけですよ」。そう切り返したら、下を向いちゃったんです。下を向いて全然答えません。

そして「私は本当はあんまり知らないんだ。もっと上司に一番の責任者がいるんだ」といいたんです。「じゃあ、その上司も連れて来てください」といって、連れて来てもらったんです。岡山さんという課長補佐。その人が一番関係者で責任者になっている人で。岡山さんがいうには、「地方分権一括法、分権に伴って6条の2の6項がなくなった。だから地方自治法227条に、市民全員を対象とした場合の手数料も含まれるようになったんだ」といったんです。そんなばかなことないですね。ほかの法律がなくなったからといって、ある法律の条文の解釈が変わるわけではないんです。そういったんです。そしたらもうそれはやめたんです。

やめて何といったかという、隣に森さんという人が下でいたんですけれども、森さんに対して岡山さんが「反対給付があればいいっていったんだらう」といったんです。これはたぶん総務省からそう聞いたと思うんですけれども、「反対給付があれば手数料を取っていいっていったんだらう」と、市民全員からですね。そういう意味です。そしたら森さんがウンとうなずいたんです。だからそれに対して私が「お金を取るんだから反対給付があるのは当たり前じゃないか」と。そうですね。お金を取るんだから反対給付があるのは当たり前。その反対給付が特定の者の場合に手数料を取れると227条でいっているんで、「反対給付が全員の場合には取れないとっているわけじゃないですか」といったら、もうそれで答えられなくなっちゃったんです。そしてあとは岡山さんも含めて下を向くんです。そして私が「今日はこれ以上話してもしょうがないから、考えて検討して、あとで答えてください」と。そしたら向こうは「メールでお送りします」といったんです。そしてメールが全然来ないんです。(笑)

このやりとりが去年の10月頃ですね。その後、しきりに金沢地裁判決というのを持ち出すようになったんです。これはかなり組織的です。環境省がいろんな自治体に連絡をとって知恵をつけています。そしてどこでも「金沢地裁判決があるから」と言うようになったんです。それがそこに紹介してある金沢地裁判決です。

これは、一見市民全員を対象とした事務でも手数料を取れるかのように読めるんですけど、きちんと読んでいったらそうじゃない。よく読めばわかるんですけれども。どうしてごみ処理に手数料を取れるかという問題に対して、これは収集して処理をするというのは一面では行政の義務である、その限りでは取れない、行政にとって必要な事務ですから。だから取れないんだと。しかし市民だってそれによって利益を受けるじゃないかと。どういう利益かということ、市民というのは、市の収集に対して協力する義務を負っているんだ、その義務を収集を通じて果たせる、義務を履行できるからそういう利益があるんだと。市民にとってもそういう利益があるから料金を取ってもいいんだと、こういう説明です。その利益の内容として3つあげています。

1つは、土地、建物を清潔に保持しなきゃいけない義務。それはたしかに廃棄物処理法に謳われているわけです。2つ目には、分別などをして市の収集に協力しなきゃいけないという義務。3つ目には自家処理です。自家処理などをして市の収集に協力すべき義務。これらの義務を市の収集によって果たせるから料金をとってもいいんだと、こういう説明です。

どうもおかしいんです。これはよっぽど頭が悪い裁判官が書いた判決に違いなくて、たとえば自家処理をいっぱいしている、家庭から100出るごみのうち70を自家処理している、30を市に収集してもらっている、そうやって市の収集を一生懸命軽くしようとしている市民に対して、30もっていく市が30もっていくことによって、お前の協力義務を果たさせてあげてるんだよとってらるんです。おかしい話です。もしも70%の自家処理を市が助けて、その自家処理を実現してあ

げているのならそういえます。なるべく自家処理をして市の収集分を減らそうと、そういうことで協力義務を果たしているわけだから、それを市の収集によって実現しているのならそういえるけれども、市がやるのは残り30%を持っていくだけじゃないですか。なのに、それでもって「あなたの市への協力義務を果たさせてあげているんだ」といえるわけがない。もし市が残り分をもっていくことによって協力義務が果たせるのなら、30%じゃなくて100%渡せばいいんです。そういうことでしょう。わかりにくかったですかね(笑)。ちょっと後で考えてみてください。

それともう1つ、もしそういうことで市民の利益があるというのなら、これは全員じゃないですか。一部の者に特定されませんね。ところが金沢地裁判決は、前段でも、特定の者しか取れないというのは認めているんです。といいながら、さっきの3つの協力義務をあげて全員にしているんです。そして後段の2のほうでは、下線を引いていますけれども、実際に金沢市では、収集処理をするときに、市に対して「収集を依頼します」という届け出を出させていたんです。届け出が実際出ていたんです。そしてその届け出を出した家庭からだけ収集していたんです。だから実態からみればまさに227条どおり、特定の者から願いを出させて収集していたんですね。だから実態からいってぜんぜん全員を対象とした有料化の根拠になる判例でもなんでもありません。

どうしてそこまでして有料化をすすめるのかということですが、有料化ともう1つすすめています。有料化とプラスチック焼却、この2つを国が強力にすすめています。それは、この容り法改正運動の流れがこわいからです。容り法改正の流れは、これは要するにEPRを実現しようということです。それを市民だけでなく自治体まで一緒になって全国の自治体がそれを要求しています。こういうふうになるのがこわいんです。だからそれを避けたいんです。このままいったらプラスチックがどんどん容り法のルートに入ります。自治体はますます資源化貧乏に陥ります。ますますEPRを通じて「事業者負担にしろ」という声が強まります。困るんです。だからプラスチックは燃やしていけばいいという方向にもっていきたいんです。要するに生産者の責任が問われる流れがこわいんです。EPRが実現するためには、分別が前提になりますね。だから分別をすすめるのもいやなんです。有料化ではごみが減らない、分別によって減るというのは、久留米市の例をはじめとしてわかっているんです。しかしそれをひたすら隠して「有料化でごみは減っている」と宣伝するわけでしょう。

要するに「事業者負担にしろ。EPRを徹底しろ」という自治体の声は、自治体が資源化貧乏に陥っているから出しているんです。分別をすすめると、ますます自治体が資源化貧乏になりますから、ますますその声が強くなるんですね。だから分別でなくて有料化。有料化すれば今度は分別しなくても済むし、お金が入ってきますから、自治体の財政難がそれで解決できる。自治体の懐が豊かになってくれば、資源化貧乏の問題もあまりいわないから、だから「EPRを実現しろ」という自治体からの声も少なくなる。そして有料化がうまくいけば、資金ができる。有料化が90年頃にいわれたときには、しきりに財界も「有料化、有料化」といっていたんです。なんで財界がいうのかとみていたら、有料化で集まった資金を元にリサイクル産業を起こせしようと、こういつてるわけです。

EPRや分別では資金はできないわけです。そして生産者の責任がどんどん問われていくわけです。この流れがこわいんです。だからそれと相反するプラスチック焼却と有料化を宣伝して、EPRを問う声を弱くしようというのがねらいだと思います。

だから、要するにごみ問題を解決するカギというのはさきほどもいいましたように、製品の価格に処理費用も含めるようにすること。つまりEPRを実現すること。EPRを実現していくためには、分別ということがその前提になるわけです。だからEPRと分別が一番大事なんです。それだけでなくプラスチック焼却と有料化を推進する方向というのは、それとまったく逆の方向だということです。

そういうことを説明して、一応私の話したいことはだいたい話しました。どうも長時間、熱心に

聞いてくださって、どうもありがとうございました。(拍手)



(報告) 札幌市のゴミをめぐる情勢

宮川潤 (日本共産党札幌市議会議員)

札幌市議団の宮川潤です。みなさん、2年前をちょっと思い出していただきたいんです。市長選挙があったときのことであります。2003年の4月5日付けの北海道新聞には、市長候補者へのアンケートが掲載されました。上田文雄候補は、「ゴミ有料化は、財源問題としてではなく、減量化に有効かどうかという視点で検討したい」と、こういう答えを出しています。当選したあとも、同様の発言を繰り返しております。

しかしみなさん、ご存じだと思いますが、昨年出された財政構造改革プラン、この中で、家庭ゴミの有料化が位置付けられました。財政構造改革プランは、2006年度に札幌市の財政が265億円、財政赤字になる、それをどうやって穴埋めしようかという計画であり、ゴミの減量のための計画ではありません。265億円の穴埋めをするために、市民のみなさんに影響のあるところから70億円分の値上げと節約をしようという計画であります。その70億円の中にゴミの有料化で市がもうかる分が14億円というふうに入っています。ゴミ以外のところが56億円という計算になります。ゴミの市の収入が14億円。実はこれは半年分です。10月からあとというふうになっていますから、1年分で計算しますと28億円、市がゴミの有料化でもうけようという計画です。

しかし、指定袋をつくるのであればゴミの袋をつくる経費や流通させる経費、小売店の販売手数料などの経費がかかります。その経費も実際には市民のみなさんの負担分から取りますよということです。28億は市のもうけ。市民負担の金額はいくらかというと、2倍の56億円という計算を市の財政局はやっております。

みなさん、財政構造改革プラン、ゴミ以外の市民負担が56億円、ゴミの負担も同じ56億円です。合わせると112億円。112億円の市民負担ということは、4人家族でいいますと、年間2万4000円の負担です。その半分をゴミの有料化で市の収入にしようということです。

みなさん、そもそも、265億円の財政赤字を埋めるために計画の中にゴミ有料化を位置付けたんです。財源の問題です。ゴミが減るかではなく、財源の問題としてゴミ有料化を位置付けました。

上田市長、当時、候補は、「ゴミ有料化は、財源問題としてではなく、減量化に有効かどうかということで検討したい」ですから、だとすれば、明らかに選挙公約違反であります。有権者のみなさん、市民のみなさんが選挙公約違反については許さないと、こういう声をぜひ私たちと一緒にあげていただきたいと思います。公約違反がまかり通るような札幌市にはならないと思うんです。

新しい年度、4月以降の年度の予算で、家庭ゴミの減量化、有料化、調査費1770万円というのが、いま議会に提案されています。しかしまだ決定されていません。まだ議決もしていません。調査をおこなうのは当然4月以降に始まるんです。減量化の調査に先行して、その前から有料化が出ているんです。この点からみても公約違反です。

1 昨年、札幌市の環境局が世論調査をおこないました。「ゴミの有料化について賛成ですか、反対ですか」と聞いています。「賛成」あるいは「どちらかという賛成」という意見は23%、「反対」「どちらかという反対」というのは45%。「有料化反対」というのは「賛成」の2倍あります。しかし私はここに注意が必要だと思っています。「賛成」の理由でもっとも多いのは、「減量につながるから有料化していいんだ」、こういう意見なんです。

すでに有料化した市町村がたくさんありますけれども、その多くが、2年後か3年後にはゴミの量は元に戻るか、元よりも増えるという状況でありますから、有料化すれば減るというのは間違いなんですけれども、「減量につながるならば、有料化してもいいよ」という意見は、ゴミ問題に非常に関心の強い、ごみを減らしたいんだという意思のあらわれ、ゴミ問題に高い関心を持っている人たちの意見だということは、注意が必要だというふうに思います。

次に議会での論戦についてご報告いたしますが、有料化の問題については私ども共産党市議団は繰り返し取り上げてきました。本日、みなさんのところにも参考資料をお配りしております。あとでご覧いただきたいと思います。その論戦の中から一部ご紹介をさせていただきます。

「有料化で減量が成功した」、こういう有料化論者が実例としてしばしば取り上げるのが、伊達市と島根県の出雲市の事例です。伊達市は1989年に有料にしました。2年目の1990年にもっとも減量しました。しかしその後の12年間でゴミは増え続けています。どのぐらい増えたかという、116%に増えています。ちょうど同じ時期に無料の札幌市はどうかというと、97%に減らしているんです。

次に出雲市であります。ここも有料化した2年後にはもっともゴミが減りました。しかしその後はゴミが増えてしまい、有料化後8年目には、有料化の前よりもゴミが増える。いわゆるリバウンドという現象になってしまいました。

次に札幌市の燃やせるゴミの内容について一言お話しします。燃やせるゴミの内容の分析では、紙、生ゴミ、プラスチック、これが燃やせるゴミの袋の中の7割を占めています。紙は集団資源回収に出せばリサイクルできます。プラスチックは分別を徹底すれば燃やせるゴミからはなくすることができます。生ゴミが一番問題であります。堆肥化する技術はあります。しかしそれが全市的に実行する手立てが打たれていないということです。この生ゴミ堆肥化を徹底することで、燃やせるゴミの7割は全部リサイクルできるというのが理論的には可能です。みなさん、札幌市は、有料化云々という前にやるべきことがたくさんあるのではないのでしょうか。また拡大生産者責任ということも議会で随分取り上げてやってきました。

そういう論戦を繰り返してきた結果、最近の札幌市議会で「有料化すべきだ」という意見は、どの党からも出てきていません。日本共産党が道理を尽くして議会で訴えてきたことが一定の影響を上げてきたのではないかと感じています。まだゴミ有料化問題については序盤戦です。相撲にたとえていいますと、立ち合い負けはしていない。一步踏み込んだところというふうに思っております。しかし正念場はこのあとであります。

札幌市は今後、廃棄物減量等推進審議会を開いて諮問するとしています。審議いただく内容が3点あげられています。一番目、ゴミ減量施策とその効果について。2番目、家庭ゴミ費用の負担に

よるゴミの減量効果について。3番目、家庭ゴミ処理費用の負担の方法について、であります。

市長の選挙公約、「減量の観点から有料化を検討する」。減量化の調査もまだしていないうちから処理費用の、つまり有料化の負担の方法まで諮問しようというんですから、これは明らかに最初から「有料化ありき」。私はこういう姿勢だと思います。

今後札幌市は審議会の結果を利用しながら、もともと有料化を掲げている市民ネットですとか、与党の民主党ですとか、自民党だとか、そういうほかの党にいろいろ働きかけを強める中で巻き返しを図ろうとしてくるものと思っております。

有料化でゴミは減らないんだということを市民のみなさんの中にわかりやすく広げていくと同時に、ゴミを有料化することで減らしたい、あるいはゴミステーションの管理ですとか、1人ひとりの市民の自覚を促すために有料化すべきなんだと、こういう考えの人たちと一緒にゴミ問題を考えて、そういう人たちと一緒に解決していく仲間だというふうに、運動の間口を広げて幅広い人たちと共同していくことが大切だと思っております。

札幌は市民の声で有料化はさせず、市民の運動で環境を守る都市にしていきたい。そういう都市にしていくための運動をみなさんと一緒に広げていきたいというふうに決意をしております。ぜひみなさんと一緒に運動していきたいと思っておりますので、ぜひその点、よろしく願い申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)



(報告) 有料化になって

新日本婦人の会江別支部事務局長 長谷川 紫乃

みなさん、こんにちは。江別から来ました長谷川です。よろしくお願ひします。江別市は昨年10月1日から有料化になりました。有料化という話が出てきて、本当にわずかな期間、1年足らずの周知期間での見切り発車というか、やるからにはやるという形で10月に強行されたんですけども、その有料化になる1カ月前ぐらいから、ゴミステーションはどうなっていったかといいますと、具体的には引越しのよう、4月のような状態がすごく続きました。もう何年も前の古いタンスだとか食器だとか、みんな大掃除したぐらいの量がゴミステーションに連日のように、放棄というか、ネットの中には入りませんね。そのまま積み重ねられて壁のように立ちはだかっておりました。

市のほうでは、それぐらいのゴミは、それぐらいというか、大きいゴミは出るだろうということで、予算化はされていたようなんですけども、予想以上のゴミなので、特別会計というか、財政のほうからまたその税金をそこに投入せざるを得ないような状態が続きました。

また、有料化されたときの混乱ですけれども、やはり周知徹底がされていないものですから、私が住んでいるのは文京台といまして、学生、大学が3つあるんです。住民の3分の1ぐらいは学生さんのマンションなどがすごく多いところなんですけれども、やはり学生さんには不徹底でした。だからゴミ袋はそのまま普通のスーパーの袋だとか、市販されている袋でポンと投げられていたり、管理人のいるアパートで、ゴミの箱をつくってくれるところはいいんですけども、そうでないところでは、管理人のいないところでは不法投棄そのままの形で放置されていたり、自治会には入っていませんから、有料化であることさえ知らない若い学生さん又は若い人というのも出てきて、本当に困りました。

それをどうするのか。このまま放置しておくのか。持っていきませんから。「これは指定ゴミ袋ではありませんから」というシールを貼っただけでそこに放置されていくんですね。これをどうするのかという不平不満の声が市のほうに殺到しました。そしたら「そのまま2、3日放っておいてください。投げた人が気づいて、ああこれ、何で持っていかないんだろうと気が付いて自然に自分で持ってかえると思いますから」みたいな、なんか常識にのっっているようでいて、いまの市民の感情がわからないなあという感じで、問い合わせてそのまま放ったらかしたまま。カラスでも犬でも猫でも、やられますよね。そういうような形。そして2、3日したら、仕方がなく自治会の清掃パトロールというのがありまして、黄色いジャンパーを着て、それはボランティアなんですけれども、そこで2、3枚あてがわれた市の指定袋を持って掃除をして帰る。それがずっと続いている。年が明けてからはだんだん落ち着いては来たんですけども、そういうことがありました。

中には共働きの家庭なんかでは、有料化になったということが家族でも徹底されていないんですね。奥さんは知っているんですけども、ご主人が知らなかったりしたら、ご主人がゴミを出すときになったら知らないでそのままポンと投げていったりというようなこともあります。そんなことで短い期間での有料化というのはそういう弊害を生むなあということをあからさまに経験しました。

もう1つは、私たち新婦人でも若い人たちとも話し合ってますけど、若い世代ではすごく大変だと。「ここではあまりいえないんだけど、実は夫が札幌に通勤しているので、札幌に持って行ってもらって（笑）職場で処理してもらおう。本当はいえないんだけど」といいながら行ってましたけど。そういう不法投棄というのがやっぱり。だから厚別付近の方はすごく怒られて（笑）すごく問題になっているという話も聞きました。そういう部分では、そういう人間不信というか。でも感情的にはそうなりますね。隣が空いてるんならちょっとそこに置いておこうとかいう形の、そういう人間のちょっと欲の深さみたいのが見えてしまうなあということがあります。

それでゴミ袋ですけれども、10リットル当たり20円です。それが10枚1袋で売られています。ばら売りもしているんですけども、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルと4種類です。で、燃えないゴミと燃えるゴミ。これが実は袋をつくるのに1億円かかるというんです。市民全員の1年間分、1億円かかるということは1億円をそのままゴミにしているということになるというので、これは本当にいいんだろうかと。で、このごみ袋をつくる製造会社が本州にしかないということで、本州に発注している。わざわざ本州から持って来る。これが、札幌市が有料化になると北海道で工場ができるから（笑）もっと安くなるだろうというふうに（笑）うわさをしているんですけども、そういう不合理というか、本当に無駄なお金がかかっているということもあります。

みなさんの資料の中に入っているんですけども、「新婦人しんぶん」に、「ゴミ袋の値下げが実現」という運動について書いてあるんですけども、その中で、実はゴミを販売しているお店のい

ろいろな問題も出てきています。管理や報告がとっても大変ということです。実は江別でも、大麻なんかは高齢者の方が多いところで、近くのお店でゴミ袋が買えないというのがあるんですね。大きいところでないと売ってない。小さい商店街で売ってほしいといっても、管理や報告で大変で、そんなゴミ袋なんて置けないといわれてしまって、近くでゴミ袋が買えなくなってしまっているという弊害もあって、本当に大変だと聞いています。

それから、高齢者世帯では、ゴミ袋は10リットルからなんですけれども、そんなにゴミがたまらないんですね。だから1週間、玄関のところに置いておいて、たまってから出すということで、とっても不衛生だと。だからもしやるんだったら5リットル袋からほしいというような要望も出ております。

また、有料化される前はステーションがカラスや犬なんか荒らされたら掃除しますよね。で、自分のレジ袋に入れて投げることができたんですけど、有料化になると、そうはいかないんです。これは誰の袋を使ってこのゴミを処理するのかということで、見て見ぬふりをする。そこで、すごく自分の中での葛藤があるんですね。10円、20円ぐらいのゴミ袋ぐらいならいいだろうと思ってやっても、なんで自分だけこんな負担をしなきゃいけないんだろうというような、隣近所のマナーのそういう世知辛さというか、そういう変な気の使いようみたいのが出てきて、本当に世知辛いというふうになっています。

かといって、さっきいったように、有料化されたからゴミが減量になったかということ、なかなかそうはいかないのが現実だと思います。ゴミ袋の嵩は減っているんです。みんな工夫するんです。全部ちぎって、プラスチックのゴミとかは全部ぐうっと足で押すんですね。丈夫な袋らしいからなかなか入ると。把手がついているので把手の盛り上がるのところまで入れて、その袋の把手と把手のあいだに紐を通して（笑）入れる。これぐらいだったらもっていつてくれるかなあとって挑戦した人もいて、「もっていつてくれたわー」といって、そういうような創意工夫というか（笑）なんというのか、しているんです。

そういう中でかさは減っているんですけど、袋に入れているものは同じです。なぜそうかということ、やっぱり分別化されていないんです。江別はこの有料化に伴って分別はできたかということ、有料化前の分別と同じなんです。だからゴミになるものが資源化することはほかにないんです。減量化するためには、食べるものを食べるなどということですね。買うものを買うなど。だから消費を減らせということをいっているんだと思うんですけども。逆に江別は、新しい焼却炉ができて、新しくゴミの焼却炉をつくる場合は国は有料化を前提として補助金を出すということになっていきますから、新しい焼却炉ができた場合にはやっぱり有料化を前提として考えていかないと。

なぜかということ、その分の赤字のところは、借金のところは、ゴミ袋で返しなさいということですね。有料化で返しなさいということですから、ゴミ袋を買ってくれないと市は困るんです。だからイコール減量してもらおうと困るということになる。だからゴミをもっと出して袋も買ってほしいというのが現状なんだなあとというのが、この半年で、ずっと前からわかっていたんですけども、一般の有料化が減量化につながるんじゃないかという人たちも、きっとひしひしといま感じていることじゃないかと思うんです。

江別でも、生ゴミさえ資源化してもらえればぐっと減ると思うんです。そういう方向で、ゴミの分別化をもっと徹底させて、ゴミを減量化させていきたいと思えますし、札幌のみなさん、これからも頑張っていて、ぜひさっき宮川さんがいったように、有料化を阻止してくれれば、ぜったい江別でもそういう方向で、完全に有料化をなくすることは無理かもしれないけれども、もうちょっと手数料が低くなったりということもできると思うので、ぜひ一緒に頑張っていきたいなあと思っています。どうも、長くなりました。（拍手）



質問に答えて

熊本一規

まず、有料化も含めてゴミ処理全般に関する質問です。

『分別をすすめるほど市の負担が重くなる』、この説明をしてほしい』と。これは分別すればするほど、いままでは混合収集の場合にはそれだけで混合してどんどん積みばよかったわけですね。分別されればされるほど、細かい作業が必要になってきますから、あるいは収集日をいろいろ変えて収集するようなことが必要になってきますから、人手も車両も、より多く必要になるということで、どうしても費用がかさみます。

それから「分別されたものが、最後まで処理の方向でなされているのでしょうか」と。これは必ずしもそうとは限りません。分別されたあと一緒にされているような市町村も結構あります。

それから「企業責任として処理するためにはどうすればいいでしょうか」と。これはやはり費用を生産者に負担させて価格に含めさせるという方向で、リサイクルの場合だけではなくて、処理の場合もそういう方向で、生産者責任を問えるわけです。

それから「ゴミ有料化になったら、現在使われているゴミ収集ステーションは要らないのか」ということですが、これは指定袋を買って、それにいれて出さなきゃいけないというだけで、ステーション自体はあまり変わらないです。

それから「反対給付があればというのはどういうことでしょうか」と。金沢地裁判決じゃなくて、有料化に関して環境省がいった言葉で、「反対給付があればいい」というようなことをいいましたけれども、「反対給付があれば」というのは、お金を取るかわりに行政がそれに対して何かすればいいだろうということですね。それが反対給付。「反対給付があればいいだろう」と。だから「特定の者に対する反対給付だったらこれは227条でできるけれども、全員に対する反対給付ならできないじゃないか」と私が反論したら、答えられなくなっちゃったんです。

それから「事業系のゴミについて説明してください」。事業系は基本的にはやはり産廃と同じよ

うに事業者責任を問うべきだと思います。ただ産廃もそうですけれども、私はいまの産廃の処理のあり方、事業者責任をやらせるということでそれだけで終わっていることは間違いだと思います。事業者責任を問うのは、事業者に費用を負担させればいいんですね。いま事業者責任ということで、事業者にまかせっきりになっていますが、そのために不法投棄に走るわけです。できるだけ安い処理に走って不法投棄に走る。だからそれは間違いだと思います。だから必ず事業者からの産廃に対して事業者が負担して処理やリサイクルをするような仕組みをつくる。これは私は公共がつくる中間施設に強制的に運ばせるというふうなことを提案していますけれども、そういう仕組みを考えるべきだと思います。

それから「地域での分別収集を取り組まなければならないと思うけれども、生ゴミの問題をどうすればいいか」ということですが、やはり生ゴミの大原則、有機性のゴミの大原則は堆肥にするということだと思います。しかしこれがうまくいくかどうかは、一番うまくいっている長野県の臼田町の例をみればわかりますけれども、あれは民間の業者の人が担当していますけれども、努力をして市民との信頼関係を本当に築いているわけです。学校で生徒に話したり市民との話し合いをもったりして、信頼関係があるわけです。だから出すときの市民の表情を見たらわかります。そういう本当の信頼関係のうえに堆肥化のシステムをつくらないと、なかなかうまくいかない。大規模に機械的に事務的にやったら、食品リサイクル法がやっているように、ああいうやり方ではなかなかうまくいかないと思います。それからそれを堆肥にしてつくった生産物、農産物を市民が食べる。そういう関係の中で培っていくことでしょうね。だから堆肥化というのはやり方に工夫をする必要があるということだと思います。

それから「市民レベルで誰でも取り組んでいける運動、生活改善と情報交流等を発想しているのですが、既に全国的に取り組んでいるところの様子」。これは全国各地に有料化もリサイクルも取り組んでいる運動があります。そのへんは「その前にペットボトルとプラスチック分別と処理費を価格に入れさせる運動がどうしても必要と思います」と書いてあります。これに関しては容り法の改正運動が、いま東京のほうですすんでいまして、全国で署名を集めて、だいたい100万近く、90万ぐらいの署名を集めてやっています。そういう運動も展開していますし、各地の運動も、最近ではメールでもって情報交換するようになっていまして、いろんなメーリングリスト、そのグループができていますから、非常に情報交換しやすくなっています。容り法改正運動も、ホームページを設けて、意見もいっぱい募っていますから、インターネットを活用されると非常にいいと思います。

次にリサイクルについてですけれども、「リサイクル産業はなぜよくないのか」ということですが、私はリサイクル産業全体がよくないとはいいません。どうしても必要だし、伸びてほしいリサイクル産業もあります。しかしいまの日本のやり方、大量に生産し、大量に消費、大量にリサイクルするというやり方はいけない。なるべく発生抑制を優先し、再使用をその次に優先し、残ったものをリサイクルする。そういう仕組みの中でやっていくべきだというふうに思っています。日本の政策はすぐに産業振興に向かう。これ自体が、大量生産、大量消費、

◆（テープがA面からB面が変わるあいだ、少し音切れ）

リサイクルしても、だってゴミがなくなるわけじゃないから、ゴミ量はむしろ増えていくと思います。

それから「国のほうでもプラスチックを燃やしていいといっている」。これもだから、プラスチックが分別されてEPRが問われる方向にいったら困るから、燃やしていいといっているわけですけれども。いまの規制のもとで、基準のもとでプラスチック燃焼をどんどんすすめたら、私は非常に問題が多いというふうに思っています。

それから油化の実態、「札幌市は油化をやられているようですけれども、油化の実態はどうなっているか。それから鉄鋼関係で燃やされていると聞いたことがあるが、それならばプラスチックゴ

ミはきれいに洗わなくていいか」。

まず油化の実態は、私は絶対にうまくいかないと思言できるぐらいだと思います。容り法をつくるときに、そのときの厚生省の役人と論争しました。厚生省は「必ず油化をうまくやってみせる」。私は「絶対うまくいきっこない」といいました。その理由は、プラスチックから油をつくったって、使い物にならんからです。いろんな混ざり物ですね。いまの石油製品というのは、原油を石油精製してガソリン、軽油、灯油、ナフサというふうに、そういうのをつくって、それをもとにいろんな用途に使っているわけです。ところがプラスチックから油をつくったって何にもならないわけです。ガソリンにも軽油にも灯油にもならなくて混ざったものになるわけです。だから燃やすしかないんです。また石油精製すれば別ですよ、あれを元に。ただそれはコストがかかって大変だから、そんなことはできなくて、燃やすしかないんです。燃やすんなら重油のほうがよっぽど安くていいんです。重油というのはいわば軽油などをつくった残りの廃棄物。それを有効利用するものとして重油を燃やしているわけです。そこにプラスチック油を無理に押し込んだら重油が廃棄物になるだけの話。よりコストの高い、質の悪い燃料をつくっているだけの話。こんなものはやらないほうがいいというのが私の意見で、うまくいきっこありません。

それから「鉄鋼関係で燃やされている」と。これはコークスの価格減量化とか高炉還元ということで、鉄鋼会社がプラスチックゴミを利用しているわけですがけれども、私は現状ではこれが一番いいやり方だと思います。そこで汚染が生じないかどうかをチェックしながら、それで処理していくというのが一番いいと思います。

「それならばきれいに洗わなくていいのか」ということですが、それはその前に処理しなきゃいけませんから、やっぱりなるべくきれいに洗ったほうがいい。それから中になんか入っていると、どうしてもそれが腐敗していきますから、保管しているあいだにも腐敗がすすむから、やっぱりきれいに洗って出したほうがいいということです。

次に、EPRについてのご質問ですが、国がEPR実現がこわいといわれていましたが、事業者のほうからかなり圧力がかかって、政府が国民のためというより企業側の利益を重視しているのでしょうか」と。

そのとおりです。これは日本の政府の明治以来、それ以前からかもしれませんが、伝統です。だから「その事実がわかりましたら教えていただきたいです」と書いてありますけど、あり過ぎて特にしゃべることもない。水俣でもそうでしたし、あらゆる公害事件、環境事件で、国はそう動きません。つねに産業界の利益を考えます。これはもう特に明治に入って早く産業振興させなければ植民地化されるという危機感があって、そのときにはまだわかりますけれども、世界に冠たるGNP大国になったいまでもその体質を改められないというのは、非常に世界的にみても恥ずかしいことで、国民はそれによって不幸な目に遭っていると思います。

それから「日本はEPRにすることに反対なのか」と。だから要するに同じ理由ですね。EPRにすると企業責任が問われていくからです。造るものが問われていくからです。だから産業界の利益のことを考えたら、それはやっぱりやりたくないわけです。

それから「リサイクル処理費は生産者に負担してもらうことについて、その負担費用をどこから生み出すか」。これは、価格に含めて製品を売ることによって生み出すしかないわけですね。

それから「品質の低下などになることが考えられるか」ということですが、処理費用を含んだ製品が売られることによって、消費者の手にわたって、そこで使われてその質がチェックされますから、処理費用が含まれるようになって品質が低下するということはまったくないと思います。

それから「ドイツでは製品の価格にゴミ処理費が含まれることによって、いくらぐらい価格が増えたのか」ということですが、これはドイツでの計算はできませんが、それじゃあ日本でそういうふうになったらどれぐらい上がるかということですが、ペットボトルを例に取りますと、いまの企業の負担は1本当たりどれぐらいかという、1円ないし2円で、1円のほうに近いと思います。

1円ないし2円の範囲です。それが3割ぐらいだというんですから、それを0.3で割ればいいわけですね。だからだいたい5円ぐらいだと思ってください。全部、ペットボトルの回収リサイクルの費用を企業が負担して価格に含まれたとしたら、5円ぐらい上がると思ってください。別に5円ぐらい上がっても、当然やってもいいと思いますけれどもね。

それから最後に、「EPRは農産物に対しても適用されるのか」と。私の説明の中でいいましたね。「あらゆる工業製品にわたってEPRを実現していくべきだ」といいましたね。ドイツもその方向を目指していると。ドイツのブントなんかはまったく同じ意見です。農業製品は除外されています。なぜでしょう。農産物の生産者というのはふつう農民だと思われていますが、違うんです。農民が農産物を生産しているわけじゃないんです。農産物の原料ってなんですか。CO2でしょう。H2Oでしょう。それから土壌中の微量元素。それらを生産しているのは植物自身なんです。光合成によって農業生産というのはおこなわれているんです。人間が肥料をやったりするのは、その光合成の働きを助けているだけの話。本当の生産者は植物自身なんです。だから、植物に耳がないですよ。耳がないからいくら聞いてくれないわけです(笑)。だから「処理やリサイクルのことを考えて生産しろ」といったって無駄なわけですよ。だからEPRは適用されない。そういうことです。(笑、拍手)



フロアからの発言

●いろいろ質問に答えていただいて、ありがとうございました。札幌市がゴミ袋を黒いから白いのにしたときに、90数%といういい割合でスムーズにいったという例があって、他都市からびつくりされたということを新聞記事で読んだことがあります。

ですので、いま札幌市がきちっと、本当にゴミ減量化のために、さっき宮川氏がいわれたような方向で、たとえば生ゴミの肥料化とか、そういうことを、札幌市の市民にきちっと広報とか、あらゆる手立てをつくってそういう方向にもっていこうとするならば、札幌市民はきちっと応えられるというふうに思うんですね。

ですから、「有料化 先にありき」ではなくて、ゴミを環境問題や市民の生活に根差してきちっとおこなうように、私たちの運動もそうですし、市議会にも、期待できるんじゃないかということを確認もっていますので、ぜひ頑張っていきたいなあと思いますし、議員の方にも頑張っていた

だきたいなと思いました。(拍手)

●夕張からまいりました。前回まで20年間、夕張市議員を務めていた森谷といいます。今日の集会有るということで、実は夕張はいま大変な悩みを抱えているものですから、ぜひそれらを解決する手立てをこの中からいただけ太良と思って参加しました。

夕張は、焼却炉がないんです。ダイオキシン問題で焼却炉の新設ができない、財政的にもできないということで、3年半前から全量埋め立てという非常に乱暴なやり方をとったんです。夕張はご存じのように山の中のまちですから、一般市民からは、どんなふうに投棄されているかというのはまったくわからないんですね。市では、10年間はこれで大丈夫だといっているんですが、コンクリートでヨウ壁をつくって、埋め立てたゴミを覆土しながら処理しているというやり方なんです。もうあと6年ちょっとで満杯になってしまう。じゃあ、その先どうするのかということについて、まったく手立てをとっていない。ですから、その時期になって、おそらく広域的なゴミ処理の体制がとれないということになったら、相当量の有料化によって、ほかの自治体への持ち込みについての手数料やなんかをつくっていくなんてやっていくんじゃないかと思っているんですね。

私も、まちづくり委員会で去年の暮れから仕事をさせていただいたんですが、委員の大半の人たちは、こんな恥ずかしい観光都市はないと。あれだけ自然が豊かなところで、一般の人たちはまったくわからないで、映画祭を楽しんだり、夏の夕張を楽しんでいるんだけど、みなさんがたの生活環境を汚染するようなことが陰でやられている。自然破壊の最先端を夕張市がやっているのではないかということで、これに反対していこうじゃないかと。

じゃあ、反対していくうえで、どんなふうに夕張のゴミ問題を考えていったらいいのかということになると、そこで行き詰まってしまうんです。

そういう意味で私は、一自治体の枠の中でゴミ問題の解決というのは、大都市は別ですけど、北海道のような過疎地のところでは、解決不能という壁に突き当たるんじゃないかと思うんです。

ですから、広域的な立場で、いわば全道的な規模での運動の中で、それぞれの自治体が取べき道を考えていくという運動をぜひ、これから取り組んでいただきたいなあと。そういう意味で、札幌市のゴミ問題の解決についても非常に興味をもってきましたから、これからもいろんな形で運動にかかわっていったらというふうに思っています。ありがとうございました。(拍手)

●一足お先に有料化しました江別から来ました。さきほどの長谷川さんのおっしゃるとおりなんです。さきほど宮川議員が、廃棄物減量等推進審議会に諮問したと、これは危ないなあとというふうに聞いていたんですね。江別では平成15年の7月に諮問したんです。しかもそれは、答申は10月までと区切ったんです。そして11月に答申を出して、12月の議会で有料化が決まったんです。まさかこちらのほうが、そこで突然するとは思わなかった、引っかけられたということなんです。でも向こうはちゃんとそういうルールにのっとってやったなあとという感じで、これはやっぱり議会だけの、もちろんまわりの議員を説得するのは大事なんですけど、最後に力関係では、かなり厳しいなあとという感じがしました。

それで、有料化してからの住民運動をどうしようかというのは私たちも、すごくそこで悩んでいるんです。さきほど先生のおっしゃった拡大生産者責任ですね、これを議会で、言葉だけでなく、本当にこれを自治体にやらせるにはどうしたらいいか、それから住民運動としてこれを住民の中に、これは国の問題だから、はるか遠いところだからわからない、知らないよというような、そういうことでなく、住民がそこまで意識を高くしていくにはどうしたらいいか。今後のゴミ問題の根っこを解決するというのはここにあるんじゃないかなと聞いたものですから、そのへんで、もし例があれば、住民運動とか、そういうのを聞きたいと思います。

◆（熊本）

やっぱりゴミ問題解決の本質的な解決策というのは、EPRと分別なんですね。有料化されたって関係ないわけです。それを目指せばいいわけです。久留米市は、有料化しても効果がなかったから、5年後に17分別を始めたわけですね。それと同じようにやればいいんだと思います。しかも単に細かい分別をやるということではなくて、分別をやって、自治体を資源化貧乏に陥らせる。そして生産者責任を問う方向に向けさせる。そしてEPRを実現する。そういう全体を見据えながら分別をすすめるということだと思いますね。

さきほど、有料化が、私は人間の悪い面を引き出してしまうと。まったくそうだと思います。人間の悪い面、卑しい面を引き出してしまふんです。そしてまたそれを監視する社会をつくってしまうわけです。そして監視することに、職員のパトロールとか監視カメラとか、無駄な税金が注がれるんです。そうするとますます投棄するほうはずる賢くなるんです。悪循環になる。人間の卑しい面を引き出す。そしてお上や隣同士が監視するような監視社会をつくってしまう。

それに対して、分別というのは違うんです。分別は、分別したら本当に環境にやさしいいい社会ができますよということを市民に訴えて、市民の自発性にもとづく環境にいい社会をつくっていくんです。そういう面でも私は、有料化よりも分別のほうがはるかにすぐれているというふうに思います。（拍手）

●すいません。熊本先生には、3、4年前にゴミの有料化のときに日野市民だったのでお世話になりました。小椋といいます。ちょっとお聞きしたいんですけども、札幌でいま290億円、ゴミ予算にかかっているんですね。16年度で。それで、私の住んでいる所の近くで、清掃工場で、煙からダイオキシンが出たということで、それも年に2回のたまたま2回目のあれで出たということで、環境局に聞きにいきましたら、古い焼却場なのでダイオキシンを取るものがないとかとあって、そういう状況になっていると。もしそれを新しくつくるには、いくらかかるんですかといったら、400億円かかるという話だったんですね。

それで、日野にいたときのというよりも、「廃棄物を考える全国交流誌」というのを毎月1度、熊本先生たちが出されているものをいまも購読しているんですけど、これは1999年のころの話なんですけど、ダイオキシンを取るバグフィルターを、取ったダイオキシンの詰まったものをどう処理するかという、それからバグフィルターそのものが、4、5年かかたら取りかえなきゃいけないということと、それも産業廃棄物としてどうするのかという問題が、その後どうなっているのかなと思っています。

札幌のゴミを燃やしているところも、あのフィルターを付けているんだろうと思うんです。それをちょっとお聞きしたかったんです。

●町内会で活動しています。町内会の地域活動の重要な柱は、ゴミの問題、それから環境問題が大きな1つであり、町内会活動に入会する動機の1つもゴミ処理の問題がひとつ重要になって来ています。

その中で起こっていることは、いまだしか5つの分別をやっているんですが、新聞紙はなぜ出ないか。新聞紙はちゃんと古紙の回収があります。もう1つ、ビールビンなぜ出ないか。ビールビンは5円で業者が回収します。それから段ボールはなぜ投棄されるか。資源回収に入ってません。これは大きな負担になっています。

またいろいろ考えてみますと、それから不法投棄は非常に増えました。1つは自動車です。それからタイヤです。それからテレビです。それでうちはきょう、町内会として来ているわけではないんですが、環境部長と一緒に来ているんですが、環境部長が一番汗を流しております。ゴミ処理場の問題、これも住民の中でうまくいくというのはなかなか大変なことなんです。ゴミ処理場を移転す

る、そういうことも大変なことなんです。

ですから、いまワークショップ花盛りなんです。意見の違う人たちがたくさん集まっているいろいろなことを話し合おうということを行っています。先生のお話を聞いて、基本的なことの理解と、もう一つは、宮川さんがいわれた、違いですね。有料化に賛成だったけれども、中身を聞いてみたら、ゴミの減量だといっている人たち。広いところでワークショップという新しい方法で議論できるというか、討論する機会。

このごろ上田市政の1つの柱なんです。財政危機を乗り切る手段としてそれをやっています、これも住民の側に反面教師で役立てていくという方向で活用していけば、そこには未来があるのではないかということで、この種の学習会を、もう少し地域レベルでもどんどんやっていったらどうかなということで、感想を一言申し上げまして終わりにします。

◆（熊本）

バグフィルターについてのご質問ですけれども、それまでの電気集塵機では、集塵機の中でダイオキシンが生成するというので、バグフィルターにかわっていったわけですね。バグフィルターがきちんと機能していれば、それなりにダイオキシンを捕捉します。でもそれで解決するかというと、そんなことはないんです。バグフィルターにたまったダイオキシンをどうするか。処分場に行くわけですね。だから大気を汚染するかわりに水質汚染の危険が出てくるわけですね。だからバグフィルターで捕捉するからだけではまったく問題は解決しない。ドイツなんかは、そうやって捕捉したものは、ダイオキシンは、きちんと地下200メートルぐらいの岩塩坑の中にドラム缶に厳重に入れて、それでずうっと保管しているわけですよ。そういうことは日本はやっていませんから、今度は処分場が汚染源になる。だからそういう意味ではまったく解決していないということだと思います。

閉会あいさつ

北海道生活と健康を守る会連合会会長 三浦 誠一

どうもたいへんごくろうさまでございました。会場いっぱいに参加していただきました。150人ぐらいだというお話です。私もこの会場、何回も使いましたけれども、これだけ入ったのは初めてです。

今回は、非常にたくさんの人たちの関心の的になって、たいへんうれしく思っています。町内会の関係の方々も3分の1ぐらい見えておられますから、たいへん大きな問題だなあというふうに、ひしひしと感じております。

きょうは先生のお話で、さきほど休憩時間に先生と話しまして、「鱗から目が落ちた」といったら「いや、それは逆だろう」と（笑）「目から鱗だろう」といわれましたけれども、そのとおりですけれども。日本資本主義のゆがみというんでしょうか、これほどひどいかというのが、よくわかりまして、財界の横暴さというのが、こういうゴミ問題に現れているんだなあということがたいへんよくわかりまして、きょうは非常に勉強になった。みなさんがたも当然だと思いますけれども、私もそのとおりでございませう。

それで、学習をたくさんやっていく必要があるというふうなお話もありましたけれども、きょうマスコミが2社来ておりました。UHBと道新で、それぞれ、テレビのほうは6時台ぐらいに放映があると。それから道新のほうはあしたの朝刊に載せるようですから、われわれの運動がこれから非常に広がっていく予兆というんでしょうか、非常に力強く思っております。

やっぱりゴミ問題というのは世論をどのぐらい、有料化反対、減量はこうするんだというのを、どのぐらい高めるかというのが、非常に大きな課題ですから、その点ではひとつの出発点になったのではないかというふうに思います。

本当は、閉会のあいさつをかねて、いくつかいう予定だったんですけども、全然いえません。ただ、この資料は、なかなかよくできております。目次を見ていただくとわかりますけれども、「さっぽろごみプラン21」からいくつか取りまして、これで全体で、札幌市のゴミ問題の大枠をとらえられるようになっておりますので、ぜひみなさん、お帰りになったら読んでいただきたいと。

それから一番最後にあるのは、さきほど宮川潤さんがおっしゃった、平成15年におこなったアンケートの結果です。非常にくわしいアンケートの結果も出しておりますから、われわれの運動の方向というのが出てくるのではないかと思います。

さて最後ですけども、これからどうするんだということはもちろんみなさんがた、一番関心があると思いますけれども、われわれは当然、有料化には反対ですし、先生のお話でも、有料化をやったってゴミは減らないんだと。ますますゴミ問題の矛盾が深まるんだということがわかりましたから、そういう方向で私たち、運動していこうと思っておりますけれども、学習がやっぱり大事ですし、それから減量をどうやったらいいかと考えておられる方もたくさんおられますから、こういう方々ともよく相談をしながら、私たちこれから、そういう中でおのずから、どんな運動をいつ頃やるのか、どんな組織をいつ頃つくるのかというのが、だんだんと煮詰まってくると思いますから、私たちこれから、対話と学習を続けていながら、市民の中での、有料化をやめよう、減量をこうしようという、そういう世論をつくって、大きな運動にして、札幌市が本当にきれいな環境都市になれるように、私たちもこれから頑張りたいと思いますから、みなさんがたと一緒になってこれからはすすんでいきたいと思います。そのことを決意いたしまして、閉会のあいさつといたします。みなさん、たいへんごくろうさまでございました。(拍手)→